The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	堤外地政策からみた元禄・宝永期における摂河治水政策の転換
Author(s)	村田, 路人
Citation	大阪大学大学院文学研究科紀要. 2010, 50, p. 1-28
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/9635
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

堤外地政策からみた元禄・宝永期における摂河治水政策の転換

村田路人

はじめに

川筋の集落から見て堤防の外側の地、すなわち堤防と堤防に挟まれた地を堤外地（ていがいち）とよぶ。これは現在の用語であるが、近世においては、「堤外（つつみそと）」「外野」などと表現された。また、「外島」という言葉も近世にはよく使われたが、これは堤外地のうち、土砂の堆積作用によって川岸や川中に形成された土地全体、すなわち附洲（つきす）・寄洲（よりす）・川中島などを指す。しかし、高水敷（洪水時に水が乗る部分）が狭い河川の場合は、「外島」は事実上、堤外地の意味で使われたと思われる。

堤外地を土地利用という観点から見ると、人が特に利用していない場合と、人が積極的に利用している場合とがあった。前者の場合、堤外地は、葭・薄・竹などの植物、あるいは柳その他の雑木の生育の場となった。後者の場合は、堤外地は田畑や採草地・放牧地として、あるいは葭・竹木などの刈り取り・伐採の場として利用された。堤外地に開発された田畑は、洪水時に水をかぶる可能性があることを前提として耕作される流作場であることが多かったが、安定的な生産を目指して、これに小堤防を廻らすなど、水害防止策を講ずることもあった。

治水的観点よりすれば、川の水は滞りなく流れるのが望ましいのであるが、堤外地の存在形態・利用形態によっては、それが阻害されることもあった。特に、流作場を守るための小堤防はもちろんのこと、流作場そのものも、円滑な水行（水の流れ）の阻害要因となっ

た。また、葭や竹木の一定以上の生育も、同様に阻害要因となる可能性があった。そのため、近世においては、堤外地政策は治水策のうちできわめて重要な部分として位置づけられていた。

しかし、従来の近世治水史研究を振り返ってみると、堤外地政策について本格的に取り上げられることはほとんどなかったといってよい。最近、筆者は「一七世紀摂津・河内における治水政策と堤外地土地利用規制」という論文を発表したが[1]、これは、そのような研究状況を克服する一つの試みであった。しかしながら、この論文で扱ったのは、貞享期（一六八四～一六八八）までの時期に限定されており、元禄期以降については全く検討していない。本稿は、前稿と同じく対象を摂津・河内両国に限定し、元禄・宝永期（一七世紀末～一八世紀初め）の幕府治水政策を、堤外地政策という観点から明らかにしようとするものである[2]。

ところで、堤外地政策とは多くの場合、堤外地土地利用規制ということになるが、その柱の一つは新田開発の規制である。従って、堤外地政策という観点から治水政策を論ずることは、同時に堤外地新田開発政策を論ずることにならざるを得ない。本稿は、第一義的には元禄・宝永期における摂河の幕府治水政策を明らかにすることを目的としているが、一方で、当該期の堤外地新田開発政策を検討することをも意図している。近世における堤外地の新田開発については、これまで少なからぬ研究の蓄積があるものの、関東地域を対象とし、かつ享保改革との関連において検討されたものが大半である[3]。本稿では、これまでまったく未検討であった元禄・宝永期摂河における堤外地新田開発の実態をも明らかにしたい。

本稿で利用する史料は、大坂町奉行所で作成された史料と、摂河の河川沿岸部村々に残る地方史料である。この両者を有機的に組み合わせて論じていきたい。前者の中心は、「町奉行所旧記」を構成する一史料である「川筋御用覚書」[4]であるが、これは宝暦九年（一七五九）までの記事を収めており、宝暦末～明和初め頃の成立と考えられる。幕閣から大坂町奉行に対して出された指示に関する記事もあり、幕府（ここでは幕閣および大坂町奉行所）の摂河治水政策を知る上で最適の史料といえるものである。

一　貞享期畿内河川整備事業と堤外地政策

（1）法制面からみた貞享期堤外地政策

元禄・宝永期の摂河治水策を検討するにあたっては、その前段階における幕府治水策の基調とそれに基づく堤外地政策を整理しておく必要がある。これについては、前稿「一七世紀摂津・河内における治水政策と堤外地土地利用規制」で明らかにしたところであるので、本章では、それを簡単にまとめるとともに、前稿では不十分であった点について、若干の補足を行っておくことにする。

天和三年（一六八三）の若年寄稲葉正休、大目付彦坂重紹、勘定頭大岡清重、河村瑞賢らによる調査を経、翌天和四年（貞享元年）二月から貞享四年（一六八七）四月にかけ、幕府は大がかりな畿内河川整備事業を実施した。その中心的な担い手は河村瑞賢であるが、筆者はこれを貞享期畿内河川整備事業とよんでいる。事業の内容は、①木津川筋、宇治川筋、淀川筋、大和川筋の水の流れを円滑にするための普請、②洪水時に、大坂の内川筋（諸堀）があふれないようにするための普請、③大川（大坂における淀川筋）における舟運発展のための淀川・中津川水量調節、④堂嶋・安治川での新地取立て、というものであった。これらの工事に合わせ、幕府は貞享元年三月に土砂留令を発布し、同年八月には、畿内近国に本拠をもつ諸大名に地域割りをして土砂留を担当させるという土砂留制度を発足させている。これも貞享期畿内河川整備事業の中に含めてよいが、この事業の基調は、一言でいえば、大坂の経済発展と保全を図りつつ、水行の妨げとなる諸原因を取り除くというものであった。

この事業が進行していた貞享二年十一月、大坂町奉行が領主・代官に堤外地土地利用規制などを定めた老中「覚」[5]（ここではAとしておく）を伝えている。また、河川整備事業終了後の同四年六月には、河川支配についての大坂町奉行の伺いに対し、老中が付紙によって下知を与えているが[6]（同じくB）、ここには堤外地政策にかかわる部分も含まれていた。さらに、同年九月には、大坂町奉行が宇治川・淀川・中津川・木津川・大和川・石川沿いの一三ヵ所に、五ヵ条の「条々」を記した川筋仕置の高札（同じくC）[7]を設置したが、これは大半が堤外地土地利用規制を定めたものであった。これらの具体的内容についても、前稿で詳しく解説しているが、このうちAを史料1として以下に掲げておく。[8]

【史料1】

覚

一淀川・大和川筋ゟ大坂川口迄外嶋并深野・新開池ニ有之候嶋之分、何も所付取放、葭刈捨ニいたし、并流作御停止ニ被仰付候
　但、右之内高ニ□（結）私領に相渡候処於有之者、此方へ可被申越候
一川除之儀、本堤に計仕、外嶋の川除無用に致し、川端猥に不築出候様ニ可被申付候
一川堤（筋）・島々に有之柳・雑木掘取、葭刈捨ニ仕、并外嶋へ葭の根植、又はさし木仕候儀堅無用ニ可被申付事
一今度川筋御普請中、瑞賢并下奉行之者とも往還仕候儀、役舟出候様ニ可被申付事
　附、所々之御普請場ニ旅宿人高（馬）等其所之御代官衆・地頭方ゟ可被申付事
右之通、御老中被仰渡候ニ付、彦坂壱岐守（留守居彦坂重紹）・大岡備前守（勘定頭大岡清重）ゟ書付被差越候間、如此御座候
　丑十一月（貞享二年）
　　藤堂伊予守（大坂町奉行藤堂良直）
如此従江戸御書付到来候由藤堂伊予守殿ゟ御□候間、写遣候、右御紙面之趣可得貴意（其カ）候
　丑十一月廿一日（貞享二年）
　　末吉勘兵衛（印）
　　志紀郡
　　丹北郡

また、A・B・Cそれぞれの内容を表1としてまとめておいた。史料1および表を見ながら、貞享期畿内河川整備事業の中で打ち出され、事業終了後も引き継がれた堤外地政策を確認しておこう。なお、ここではそれを貞享期堤外地政策を表現する。

まず、外島に生えている植物について、葭は、葭場が高に結ばれている場合も含め、年四回（四・五・七・九月）刈り捨てるのが原則であった。つまり、葭は一定以上生育させることが禁じられたのである。また、新たに葭の根を植えることも禁止されていた。一方、柳・竹木等については、根ごと掘り捨てることになっていた。葭とは異なり、それらを生やすことそれ自体が否定されたのである。

表１　貞享期畿内河川整備事業中および事業終了直後における淀川・大和川筋の堤外地政策

	A 貞享２年（1685） 11 月老中下知	B 貞享４年（1687） ６月老中下知	C 貞享４年（1687） ９月川筋仕置高札
①対象範囲	• 大坂川口までの淀川・大和川筋および深野・新開池	• 淀川・大和川筋（木津川・宇治川筋を含む）	• 淀川・大和川筋（木津川・宇治川筋を含む）
②外島および島の所付	• 取り放つ。		
③葭	• 刈り捨てる。 • 葭の根を植えることは禁止。	• 立葭場は、高の内であっても年４回（4・5・7・9 月）刈り捨てる。 • 水行の妨げにならない立葭場は、そのまま差し置く。	• 高に結ばれていても年４回刈り捨てる。 • 葭の根を植えることは禁止。 • 葭刈り捨て場の土は、誰でも取ってよい。
④柳・竹木など	• 柳・雑木は掘り取る。さし木は禁止。		• 竹木・柳その他の雑木、茨の類は掘り捨てる。さし木は禁止。
⑤川除	• 本堤だけに施し、外島に施すことは禁止。		• 本堤だけに施し、外島に施すことは禁止。
	• 川端からみだりに築出すことは禁止。		• 川端からみだりに築出すことは禁止。
⑥外島の堤防			• 外島に小堤を築くことは禁止。
⑦流作	• 禁止	• 禁止	• 禁止 • 流作場の土は、誰でも取ってよい。
⑧高付地の扱い	• 私領に宛行っているものは老中に報告する。	• 本田については、とりあえずそのまま耕作を続けさせる。 • 水行の妨げになる場合は、勘定頭に相談し、その指示を受ける。	
⑨その他			• 本堤にみだりに竹木を植えることは禁止。 • 本堤上の家作は禁止。

（注）

A：貞享２年（1685）11 月大坂町奉行藤堂良直「覚」（柏原家文書、『八尾市史』史料編、1960 年、549 頁）

B：貞享４年（1687）６月大坂町奉行伺いに対する老中下知（「川筋御用覚書」『大阪市史』第五、1911 年、279 ～ 281 頁）

C：貞享４年（1687）９月川筋高札（「川筋御用覚書」『大阪市史』第五、1911 年、284 頁）

堤外地のうち耕作地については、流作は禁止となったが、本田のうちに含まれている土地に関しては、水行の支障にならない限り、そのまま耕作が認められることになった。水行の支障になる場合は、幕府中央の判断を仰ぐことになった。

川除（水制〔水流の向きを変えるために川中に設置された構造物〕またはそれを設置すること）については、外島にこれを施すことは禁止された。また、外島には小堤防を設けることも禁じられた。

このように、貞享期堤外地政策は、高が付けられた土地については一定の配慮がみられるものの、円滑な水行を最優先するという観点から、厳しく土地利用のあり方を規制するというものであった。

（2）堤外地土地利用規制の実際

以上、貞享期堤外地政策について述べたが、ここで行った検討は、あくまでも法制的な側面からのものにすぎない。実際に、この規定に沿って堤外地土地利用規制が行われたのかどうかを確認しておく必要がある。その前にまず、政策実施の前提として、堤外地土地状況調査が行われたことを紹介しておこう。(9)

【史料2】

一長百弐間　　小物成
一横六拾六間　　葭嶋
一高拾石三斗八升四合
　　此定米五石壱斗九升弐合
右之通、従（貞享三年）寅ノ　太閤様御代ゝ高ニ五ツ取、毎年御上納仕候、少も無相違無御座候、以上
二月八日　　高浜村　庄や

万年伝兵衛様　　百姓中
　　半右衛門
　　源兵へ
　　同村年寄
　　太右衛門

万年伝兵衛様内
木成田惣右衛門殿

閏三月廿八日ニ葭嶋見分ニ御出被成候

（以下略）

これは、貞享三年二月に、旗本鈴木氏の本家・分家の相給村であった摂津国嶋上郡高浜村が、同村の葭島について、その大きさと石高および年貢高を、葭島を支配していた代官万年伝兵衛に報告したものである。万年はこの報告に基づき、閏三月二十八日に手代を派遣して葭島を見分させたことがわかる。もちろん、高浜村が自主的にこのような帳面を代官に提出することはあり得ず、代官万年の命に応じたものであろう。史料1の第一条の指示に接した領主・代官は、自身が支配している外島の状況を、このような形で把握したものと思われる。(10)

以上をふまえ、以下、規制の実例を紹介することにする。まず、葭場について見てみよう。

【史料3】(11)

覚　　葭嶋御小物成

一拾石三斗四升八合（高）（八）（四）

右者古来ゟ　御上納之所、我等共所持仕候葭嶋ニ而御座候得共、十三年以前寅ノ年（貞享三年）苅捨ニ被仰付、於尓今荒場ニ而御座候、若開ニ而茂被仰付候ハヽ、我等共支配仕候様ニ被為仰付被下候ハヽ、難在可奉存候、以上（為）（乍恐）

元禄十一年

摂州嶋上郡高浜村
庄屋　源兵衛
同　半右衛門
年寄　伊兵衛
十良右衛門
（他一一名名前略）

長谷川六兵衛様御内
葛山政右衛門様
枚山善左衛門様

史料3は、元禄十一年（一六九八）に、高浜村の庄屋・年寄と、十良右衛門以下一二名の百姓が代官長谷川六兵衛の手代に出した「覚」の案文と考えられるものである。高浜村は、一〇石三斗八升四合（一〇石三斗四升八合は誤記載）の葭島について、古くから小物成を上納してきたが、「十三年以前寅ノ年」、すなわち貞享三年（一六八六）に葭島の葭が刈り捨てとなり、元禄十一年段階でも荒場状態が続いていたことがわかる。この葭島は、まさに史料2の葭島のことである。十良右衛門以下の一二名は、この葭島の土地の所持者で、もしこの荒場となった葭島が開発されることになった場合は、自分たちに開発権を与えてほしいと願っている。代官長谷川六兵衛の手代に願っているのは、この地が相変わらず幕領で、元禄十一年当時は長谷川六兵衛代官所になっていたためである。

貞享三年に葭の刈り捨てが命じられた例は、他にもいくつか確認できる。前稿では、淀川左岸の河内国交野郡下嶋村と隣村の同郡坂村との境目の土地をめぐって、宝永二年（一七〇五）十月に、下嶋村が坂村と同郡渚村（坂村の隣村）を京都町奉行に訴えた際に作成した訴状に、「下嶋村御給高之内、淀川筋川中字立野嶋葭方小物成高三拾三石之場所、弐拾年以前寅年（貞享三年）、川村随見殿（瑞賢）以来荒し（河）ニ罷成候ニ付、下嶋村段々困窮仕候、小高之村ニ而御座候へハ、内野田地方にて経営仕兼、及難義申候御事」という箇条があることを紹介した。(12) 淀川の川中にあり、葭方小物成の賦課対象であった「立野嶋」という島は、「弐拾年以前寅年」、すなわち貞享三年に河村瑞賢らの工事が行われたとき以来、「荒し」（人為的に荒廃させること）の措置を強制されたのである。「立野嶋」は、貞享三年段階でも葭場であったと思われ

るから、これは、同年から葭刈り捨て措置が講じられたことを意味する。貞享三年以来、「立野嶋」では高浜村の葭島と全く同様の状況が続いていたのである。

その他、これも前稿で取り上げたが、一七世紀初期に摂津国嶋上郡大塚村と隣村の同郡唐崎村（ともに淀川右岸で摂津国高槻藩領）との境に出来た葭島について、「其後当殿様迄八年以前貞享弐年丑ノ年迄御からせ被為成候、是も七年以前寅年よりかり捨ニ罷成申候」[13]と記した例がある。ここでも、「七年以前寅年」、すなわち貞享三年以来、葭刈り捨て措置が講じられていたことがわかる。

このように、それまで葭の刈り取りが認められていたのにもかかわらず、貞享三年以降、刈り捨てを強制された葭場の例がいくつも確認できた。大坂町奉行が領主・代官に伝えた貞享二年十一月の老中「覚」（史料1）のうち、葭場規定については、その通り厳しく適用されたといってよいだろう。

次に、堤外地のうちの田畑についてはどうだろうか。表1にあるように、貞享期堤外地政策においては、流作は堅く禁ずるものの、高が付けられた田畑については、水行の障害になる場合を除き、ほぼ現状のまま作付を認めるという姿勢であった。まず、淀川筋葭場に開かれた私領田畑に関する次の史料4を検討しよう。

【史料4】[14]

淀川表御私料葭開御定米割方

中嶋　　洲到止村
一定米弐斗三升弐合　　九兵衛
同
一同壱斗四合　　同村　小兵衛

（中略）

右定米合三石四斗四升壱合
此口米壱斗三合

本口米合三石五斗四升四合

右者淀川筋御私領葭開田畑場所ニて御座候、葭開仕候時代者相知れ不申候、前〻ゟ田畑ニ而作毛仕来り申候処実正也、就夫先唯今迄之通、作毛可仕之由従藤堂伊予守様被　仰付候由被仰聞、奉得其意候、以上

貞享三寅年二月日　　洲到止村　九兵衛

（洲到止村百姓二名、庄本村百姓三名、菰江村百姓二名、庄本村庄屋、三屋村庄屋、計九名の名前略）

萱野七良左衛門殿

これは、貞享三年二月に、旗本大嶋氏領である摂津国豊嶋郡の洲到止村・庄本村・菰江村・三屋村の百姓が所持している「淀川筋御私領葭開田畑」の内容について、田畑所持者や関係村の村役人が大嶋氏の地方役人である萱野七良左衛門に提出したものである。この「葭開田畑」の小字名は、史料4にある「中嶋」のほか、「同堤端（中嶋）」「外ノ外」で、まさに外島を思わせる地名である。史料から、もともとこれらの地は葭場で、開発の年代は不明であるものの、長年田畑として作付を行ってきたこと、大坂町奉行藤堂良直から萱野に対し、まずこれまで通り耕作をさせるよう仰せ付けたこと、その指示が萱野から洲到止・庄本・菰江・三屋四ヵ村に知らされたことがわかる。

この「葭開田畑」は、治水的観点よりすれば、ここが葭場であったときよりも水行の妨げとなるものであった可能性が高い。しかし、このときは、これまで通りの作付が認められた。この「葭開田畑」は石高がつけられず、年貢高で表示されている土地である。田畑の種類としては、流作場とあまり変わらなかったものと思われる。表1に示した貞享期の堤外地政策では、高付地に対する配慮は示されていたが、石高がつけられていない土地については配慮することは特に謳われていなかった。その意味では、大坂町奉行藤堂の措置は、かなり寛大なものであったといってよいだろう。これは、この土地が私領であったことと関係しているのではないかと思われる。

なお、藤堂が萱野に対して耕作継続を命じたのは、もちろん萱野が藤堂に「葭開田畑」の現状を報告したからである。その前段階として、萱野が洲到止村などにこの地の土地状況についての報告を求めたことが想定される。高浜村が自村の葭島の状況を代官万年伝兵衛に報告したこと（史料2）を考え合わせると、幕領・私領にかかわらず、史料1が出されたことを受け、貞享三年初めころに、淀川・大和川筋および深野池・新開池（ともに河内北部に存在した大池）の外島の土地状況についての報告が、当該の外島を抱える村からその外島

の領主または代官に対して行われたとしてよいだろう。

もう一つ、堤外地田畑についての例をあげておこう。天和三年（一六八三）五月に高浜村が「御奉行」に対して提出した「覚」[15]によれば、村高三七〇石一斗四升四合のうち、三四九石四斗七升四合が「本田」、二〇石六斗七升が「淀川国役堤外嶋新田畑」であった。後者は、「正保三戌年三十八年以前板倉周防守様御開発被成候、廿一年以前卯年（寛文三年）本高罷成候」とあるように、正保三年（一六四六）、板倉重宗が領主であったときに開発され、寛文三年（一六六三）に本高（村高）に組み入れられたものである。

二〇石六斗七升の石高がつけられた「淀川国役堤外嶋新田畑」は、貞享期畿内河川整備事業後、どのようになったのだろうか。元禄三年（一六九〇）七月「摂刕嶋上郡高浜村高付・道法・方角・寺院・人数書上帳」[16]の記載を見ると、葭島高一〇石三斗八升四合については貞享三年に刈り捨てとなったことが記されているのに対して、「外嶋高」二〇石六斗七升については何の注記もない。つまり、高浜村に関していえば、外島の田畑は本田外とはいえ、堤外地土地利用規制を受けることはなかったのである。おそらく、高が付けられたたいていの堤外地田畑が、そのまま作付を認められたことと思われる。

以上、貞享期堤外地政策が実際にどのように実行に移されたのかについて検討した。葭場に関しては、高浜村の葭島や下嶋村の立野嶋の例が示すように、小物成高がつけられている所も含め、原則通り葭刈り捨てという厳しい措置がとられていた。これに対して田畑に関しては、流作に対する姿勢は厳しかったものの、石高がつけられた田畑はもちろん、そうでない田畑も、必ずしも厳しい措置が講じられたとは限らなかった。これは、百姓の所持権や領主の領有権に配慮した結果であろう。

なお、ここでは、実際に流作場が「荒し」の措置を講じられた例を見出すことは出来なかった。また、柳などの竹木類に対する措置の実態も検討の必要があるが、これも今回は関係の史料を見出せていない。これらの点は後日の課題としておきたい。

二　元禄期の政策転換

元禄六年（一六九三）、堤外地政策に重要な転換が訪れる。次の史料は、そのことを物語るものである。

【史料5】[17]

一支配之川筋外嶋流作、又者水除柵杭、川除并川筋御普請、其外新規之願有之節者、川奉行見分申付、及吟味候事

一山方新開・切畑等願之節、右同断

但、流作・新開・切畑等、貞享四年ゟ（卯脱カ）一切御停止候処、年〻川筋御普請も有之、水行不差支場所者吟味之上相考、可申付哉之趣、元録（禄）六酉正月御老中御列座ニ而、加藤大和守（大坂町奉行加藤泰堅）相伺候処、遠国故川筋之儀御覧不被成候得者、御了簡難被成、為其支配被　仰付置候事ニ候間、其時ニ寄可然訳ニ可申付旨被　仰渡候、流作之願有之候得者見分申付、地面之儀者不遂吟味、水行ニ不障場所者流作承届、尤廻シ堤水除等御停止之旨申渡候、若御用地ニ相成候歟又者水行障候ハヽ、作付取払可申旨証文申付候事

これは、「川筋御用覚書」の記事の一部である。前述のように、同史料は宝暦末～明和初め頃の成立と考えられるが、この部分の記述は、同史料が作成された時点における川筋関係諸願に対する大坂町奉行の対処法について記したものである。ただ、ここには外島の流作および山方の新開・切畑などに対する政策変更の経緯を示す記述が含まれている。「但、流作・新開・切畑等」から「可然訳ニ可申付旨被仰渡候」までの部分である。

これによれば、流作・新開・切畑などは、貞享四年（一六八七）以降一切禁止されていたが、元禄六年、当時の大坂町奉行加藤泰堅が老中たちを前にして、水行の支障にならない場所については、吟味の上で許可してはいかがかと尋ねたという。これに対する老中の返答は、「其時ニ寄可然訳ニ可申付」というものであった。これは、老中たちとしては公に認めることはしないが、大坂町奉行が適宜判断して申し付けよということであろう。以後、同奉行は、水行に差し支えがないこと、廻し堤による水除等を行わないことを条件に流作を認めるようになった。幕閣は、積極的容認という形ではなかったが、黙認という形で事実上流作を承認したのである。

貞享期畿内河川整備事業中の貞享二年（一六八五）十一月に、幕府が流作の全面的禁止を打ち出してからわずか七～八年で、堤外地政策は大きく転換したといってよいだろう。そして、これは流作の規制緩和だけにとどまらず、「山方新開・切畑等」の規制緩和をも伴うものであった。「山方新開・切畑等」の禁止は、貞享期畿内河川整備事業の一環として貞享元年三月に発布された三ヵ条の「覚」[18]（土砂留令）の第三条「前々よりの川筋山畑、河原等ニ有之新田畑ハ不及申、縦古田畑にて高之内たりといふとも、川筋え土砂流出所は荒之、其跡え木苗・竹木・葭萱・芝等可植立、勿論川端・川中え新規ニ築出儀一切仕間敷事、附、山中焼畑・切畑新規に仕間敷事」を受けたもの

である。元禄六年の政策変更は、貞享期畿内河川整備事業とあわせて強化された土砂留体制の部分的変更も含んでいたのである。

ところで、元禄十一年（一六九八）四月から翌十二年二月にかけて、元禄期畿内河川整備事業が実施された。これは、貞享期畿内河川整備事業の基調―大坂の経済発展と保全を図りつつ、水行の妨げとなる諸原因を取り除く―を受け継いだ河村瑞賢らによる事業である。事業の具体的内容は、次の史料６の通りである。

【史料６】[19]

（略）

右御普請奉行中山半右衛門（目付中山時春）・永井喜右衛門（小姓組永井直又）并河村平太夫江（被）差遣、川筋御普請之次第

一大坂堀江川新規ニ御掘セ候事

一堀江・幸町・富嶋・古川町四ヶ所、新町家御取建候事

一大坂木津川口月正嶋掘割、新川付候事

一宇治川筋・木津川筋・淀川筋・神崎川筋・大和川筋・中津川筋所〻外嶋を堀割川違、又者水当り之田地切込、其外川違、先年之残御普請被　仰付候事

一川筋所〻新田被　仰付候事

右御普請中、元録（禄）十一寅年九月、米倉丹後守（若年寄米倉昌尹）殿見分有之、翌年卯二月御普請相済候事

これによれば、大坂堀江川の開削（第一条）、堀江川・安治川・道頓堀川沿岸における新町家取り立て（第二条）、大坂木津川口における月正島掘割り（第三条）、宇治川筋、木津川筋、淀川筋、神崎川筋、大和川筋、中津川筋における外嶋掘割りまたは付替と、水当たりの強い田地の切り込み（第四条）、川筋各所における新田開発（第五条）がその内容であった。その目的とするところは、淀川・大和川水系の諸川の円滑な水行（第三・第四条）、大坂の都市発展（第一・第二条）、川筋の耕地拡大（第五条）であったといえよう。

この三つの目的のうちの最初の二つは、大坂の経済発展と保全を図りつつ、水行の妨げとなる諸原因を取り除くことを意図した貞享期畿内河川整備事業の目的と重なり合う。その点では、元禄期畿内河川整備事業は貞享期畿内河川整備事業を継承したものであったといってよい。そもそも、両事業を実質的に計画・推進したのは河村瑞賢であった。しかし、三つ目の川筋の耕地拡大という目的は、貞享期畿

内河川整備事業には見られなかったものである。両事業の間には、前述の元禄六年における流作・新開・切畑などの部分的容認という政策転換が存在したが、元禄期畿内河川整備事業は、まさにこの政策転換をふまえたものであった。

元禄期畿内河川整備事業においては、積極的に川筋の新田開発が行われた。元禄十一年四月二十九日、京都町奉行は、「淀川・大和川筋御普請被仰付候間、右川筋之事ニ付望有之もの、摂刕・河州新田開発等之儀願候もの於有之者、中山半右衛門・永井喜右衛門并河村平大夫上着次第可申達旨、洛中・洛外へ可令触知者也」という町触[20]を京都に出し、摂津・河内両国の川筋新田の開発希望者を募集している。

また、前掲の史料3も関係史料の一つである。これは、貞享三年以来荒場となっていた高浜村の葭島について、新たに開発されることになった場合は、自分たちに支配を命じてほしいと願ったものである。この史料は、元禄十一年当時、この葭島が開発対象候補地となっていたことを物語るものである。

元禄期畿内河川整備事業においては、『大阪市史』第一がすでに明らかにしているように、[21]川口新田の開発も積極的に行われた。これは、天和三年（一六八三）、貞享期畿内河川整備事業を始めるにあたり、畿内諸河川を見分した若年寄稲葉正休らが、治水上の観点から寛文十二年（一六七二）開発の四貫島・九条島・三軒屋島・木津島の諸新田を撤廃させたことと対照的である。

以上のように、元禄期畿内河川整備事業においては積極的な川筋新田開発が行われた。では、同事業以後、円滑な水行を最優先するという観点から厳しく土地利用のあり方を規制するという貞享期堤外地政策そのものが放棄されたのかというと、そうではない。元禄十一年四月、元禄期畿内河川整備事業を開始するにあたり、老中および若年寄米倉昌尹が大坂町奉行永見重直らに示した全一〇ヵ条の書付のうちの第六条目には、「先年川筋御普請（請）之節被　仰付候通、外嶋之川除無用ニいたし、川端猥ニ不築出、堤ニ竹木を植、家作候事、并葭刈捨候義、御制禁之品〻、藤堂伊予守大坂町奉行之節申付候様、弥可相守旨可被申付候事」[22]とある。堤外地に関しては、外島の川除の禁止、川筋の川除の制限、葭刈り捨てが命じられているのである。これらは貞享四年九月に立てられた川筋仕置高札（表1のC）の内容を念頭に置いたものであるが、水行に支障のない流作の容認を除けば、貞享期堤外地政策は、基本的には維持されていたのである。

三　宝永五年の川筋新田開発

前章で述べたように、幕府は元禄六年（一六九三）、流作政策を、全面的禁止という姿勢から、水行に支障が生じないという条件のもとでの部分的容認という方針に転じ、同十一～十二年の元禄期畿内河川整備事業では積極的な川筋開発が行われるのであるが、その後の展開について見ておきたい。まずは、「川筋御用覚書」[23]の記述の確認から始めよう。

【史料7】

一宝永五子年、大久保大隅守江臨時御用被　仰出候者、新大和川違ニ付、大坂内川常水すくなく、船通用滞候間、中津川入口堰留御普請申付、淀川之水大坂川江分水多く成候様可仕候、并支配之川筋不残見分仕、外嶋之内新田ニ可成場所、可遂吟味旨被　仰付、城州木津川・宇治川、和州大和川、摂河両国之川〻不残見分仕、御普請有之候次第

一三ツ頭嶋地築出、中津川入口ニ杭（ママ）杭笹刎之御普請有之候事

一曽根崎新地・相生町新地御取立、新町家被　仰付候事

附、安治川口ニ船入湊新規ニ被　仰付、水尾筋御取替候事

（附箋）「此船入湊当時埋地ニ相成、四貫嶋村・六軒屋新田・春日出新田・湊屋新田江代地ニ相渡り候」

宝永五年（一七〇八）、大坂町奉行大久保忠香に臨時御用が仰せ付けられた。その内容は、（A）大和川の付替以降、大坂の内川、すなわち諸堀の水が減少し、舟運に支障が出ているので、淀川と中津川の分岐点の中津川入口に堰を設け、大坂の方に流れる淀川の水量が増えるようにする、（B）管轄下の川筋をすべて見分し、外島のうちで新田開発をすべき場所を吟味する、というものであった。（A）は、淀川・大和川分離工事である宝永元年の大和川の付替工事が、大坂の舟運に深刻な影響を与えていたことに対する対応策であるが、ここでは（B）に注目したい。堤外地政策と大きく関わる外島の積極的開発が打ち出されているからである。

史料7によると、（A）（B）の結果として、淀川・中津川分岐点の三ツ頭島地の築出しと、杭列および笹刎の普請、大坂の曽根崎新地および相生町新地の取立て、安治川口への新規船入湊の設置が行われたという。しかし、この記述は大坂中心的な立場に立ったものであり、十分とはいえない。農村部における（B）の結果が記されていないからである。

表２　摂津国住吉郡平野郷町宝永５年（1708）「覚帳」中の川筋開発事業関係記事

日　付	記　事
①閏正月３日	大坂町奉行所が、平野川筋外島見分および堤外地土地利用状況に関する絵図・書付提出についての触を同川筋両側村々に出す。
②閏正月10日	大坂町奉行所与力が、平野川筋両側村々に、明11日の大坂町奉行同川筋見分についての触を出す。
③閏正月11日	大坂町奉行大久保忠香、堤奉行万年長十郎、大坂町奉行所与力ら、平野川筋を見分する。この日、平野郷町が絵図・書付を提出する。
④閏正月16日	大坂町奉行が、大坂京橋片町南側新町屋取立につき開発人募集の触を出す。
⑤閏正月21日	平野郷町が大坂町奉行所に呼び出され、平野川筋のうち猪飼野村・舎利寺村より上流は川幅も狭く附洲もないように見受けられ、見分が行われなかったとして、提出した絵図・書付を返却される。
⑥２月２日	惣会所当番惣代より、翌３日に大坂町奉行大久保忠香が平野川筋および猫間川筋を見分するとの「覚」が両川沿村々に出される。
⑦２月３日	大坂町奉行が、堂嶋新地向い曽根崎村から上福嶋境までの蜆川（曽根崎川）北側新町屋取立につき開発人募集の触を出す。
⑧３月23日	大坂町奉行が、神崎川・中津川筋新田開発につき、開発人募集についての触を出す。
⑨５月25日	大坂町奉行が、淀川筋（鵜殿嶋、高浜村・広瀬村外嶋）・平野川筋・石川筋・祢屋川筋新田開発につき、開発人募集についての触を出す。

（注）摂津国住吉郡平野郷町宝永５年（1708）「覚帳」（平野郷町杭全神社所蔵、大阪市史編纂所所蔵の写真版を利用）による。

（B）の結果を確認するには、やはり村々に残る地方史料に頼らざるを得ない。そこで、大坂町奉行所や領主からの触その他を書き留めている摂津国住吉郡平野郷町の宝永五年「覚帳」[24]から、大坂町奉行川筋見分および川筋新田開発関係記事を拾い出してみた。表２はそれをまとめたものである。

表２の①②③⑤⑥は大坂町奉行大久保忠香らの川筋見分に関する記事、④⑦⑧⑨は開発希望者を募る触が出されたことに関する記事である。まず、①の大坂町奉行所触を掲げておく。

【史料８】

上書写

平野川筋両側村々　庄屋　年寄

（第一条）

一近日平野川筋外嶋令見分候間、川面之分荒場・芝地者勿論、本田高之内又者小物成場を流作仕置候所ニ而も押なへて其村々領長・幅間数等書付致絵図、領境にかるく笹ニ而も立、目印仕置、見分之時分村々庄屋・年寄領境川端へ出向、右絵図并間数之書付

可差出候、外嶋検地帳等ニ載り有之候者、其帳面茂令持参、場所可致案内候

（第二条）
一外嶋連〻付洲に成、田畑開添、古田広成候所可有之間、此度相改、開添之分相**凌**無之様ニしるし可差出候、勿論其場所ニも古田開添之境ニ笹ニ而も差置可申候

（第三条）
一堤外田畑之内、前〻川筋御用ニ被召上、替地被仰付、右御用地田畑者作付御停止被成候所有之者、書付可差出候

（第四条）
一田畑作付御停止有之候得共、元来古検帳・新検帳・名前帳等書載有之所故、御代官・地頭へ願之起返し、又者内証ニ而致作付、御代官・地頭より改出、或本高、或見取場ニ成候所有之ハ書付可差出候

（第五条）
一古田畑地面悪敷故、荒場・芝地之内へ地引替置候所有之者、書付可差出候

（第六条）
一前〻荒場起返シ、本高ニ入、又者見取場新田等之内、貞享三寅年川筋御用之節も作付不相止有来候所有之者、書付可差出候

（第七条）
一荒場・芝地流作仕度由相断致作付候所〻、流作願候節申立候地面より広ク作付仕候所有之者、書付可差出候

右之書付・絵図認置、見分之時分可差出候、若かくし置候儀有之、以後此方吟味ニ而相知候ハヽ、不届可罷成候間、有躰書出可申候、此触状之趣承届候段、庄屋・年寄致判形、村次順〻相廻し、触留之村より大坂西番所江可持参者也

（宝永五年）
子
閏正月三日　　大坂番所

平野川筋両側村〻
庄屋
年寄

（以下略）

この触から、実際にあり得るものとして当時の大坂町奉行所が想定していた堤外地土地利用の各種パターンがわかる。それを列挙してみると、（1）本田として高が付けられている土地（永荒地となっている高付地を想定しているのであろう）や小物成場を流作場として耕作している（第一条）、（2）もとからある古田に接して生じた附洲、古田の開添として開発され、その結果、古田の面積が事実上拡大している（第二条）、（3）田畑として作付が行われていたが、川筋の御用のため収公されたため、以後作付が禁止されている（第三条）、（4）

作付を禁じられた田畑であるが、もともと古検帳や新検帳、また名前帳に載せられている土地であるため、代官や領主に願って、あるいは無断で起こし返しや作付を行い、本高の内に組み込んだり、見取場としている（第四条）、（5）耕作地としては劣っている古田畑を荒場や芝地の土地と引替えている。つまり、古田畑の耕作を放棄し、荒場や芝地を新たに開発して、もとの古田畑に課された年貢を納めている（第五条）、（6）荒場を起こし返して本高に組み入れている。また、貞享三年（一六八六）の川筋御用のときにも作付をやめず、そのまま作付を継続している見取場新田などがある（第六条）、（7）許可を得て荒場や芝地を流作場とし、作付を行っているが、流作願いで申告した面積よりも広い範囲に作付をしている（第七条）、となる。

これらはあくまでも大坂町奉行所が想定した土地利用のあり方であるが、現実にもこのような形で土地利用が行われていた可能性は、きわめて高い。建前上の土地利用と、現実のそれが大きく乖離している場合が往々にしてあったことが推測される。元禄六年段階において、すでに流作は部分的に容認されているのであるが、（1）（7）は、それを超えて流作が広がっていたことを思わせる。（2）の附洲の開添新田も、事実上流作場と同じものであろう。また、（4）（6）は、作付を禁止されているにもかかわらず、作付を行っている例であり、場合によっては幕府の堤外地政策に反した行為が行われていたことが推測される。（6）にあるように、このような状況は、貞享三年段階にすでに見られたようである。

さて、平野川筋の場合、表2の③⑤にあるように、大坂町奉行所は、同奉行らの見分時に川筋村々から提出された絵図・書付によって、堤外地土地利用状況を把握したのであるが、おそらく、これは他の河川についても同様であったと思われる。神崎川に関しては、この年正月二十五日、摂津国嶋下郡味舌下村の庄屋が大坂町奉行に対し、神崎川堤外の土地利用状況を次のように報告している。[25]

【史料9】

織田内匠殿知行所
摂刕嶋下郡味舌下村

一神崎川表堤外本田　六反弐畝廿八分
　是ハ文禄三年矢嶋久兵衛尉殿検地帳之表、村高九百五拾七石六斗三升八合之内ニ而御座候
一同所高外付洲壱ヶ所

川表ニ而　長五十四間半
　　横平均三間半
南方ニ而　長四拾間
　　横平均五間

但、右付洲一続ニて御座候得共、折廻シ有之候ニ付、間数弐ヶ所ニ書付申候、場所ハ絵図ニ書上申候

右之通、相**遠**無御座候、此外神崎川表ニ付洲・芝・荒場無御座候、以上

宝永五年戊子正月廿五日

摂劦味舌下村庄や
与次右衛門
徳右衛門
藤左衛門
十左衛門

御奉行様

味舌下村に関しては、村高の内に含まれている田と、高が付けられていない附洲の土地が堤外地に存在したことが記されている。

また、高浜村西田家文書の中には、「大坂番所へ大久保大隅守様・万年長十郎様御見分ニ而指上ケ扣　宝永五年戊子（戊）閏正月廿七日」と記した絵図の控[26]が残されており、淀川筋の同村も、閏正月二十七日に大坂町奉行所に川筋絵図を提出したことがわかる。

以上のように、正月から閏正月にかけ、大坂町奉行らの見分と、川筋村々からの堤外地土地利用状況の報告が行われたのであるが、これをふまえ、大坂町奉行所は開発の対象とすべき土地を確定した。その上で、表2の⑧と⑨にあるように、三月二十三日には神崎川・中津川筋の新田開発希望者募集についての触（⑧）を、また五月二十五日には淀川筋（鵜殿嶋、高浜村・広瀬村外嶋）・平野川筋・石川筋・祢屋川筋新田開発希望者募集についての触（⑨）を出すに至るのである。ここでは、後者の触を紹介しておく。

【史料10】

雨宮庄九郎様御用聞大坂石町大黒や七兵衛ゟ之廻り状、五月廿八日東喜連村ゟ持参之写、即刻くわつ（桑津）村へ持せ遣ス

摂州淀川筋之内、鵜殿嶋、高浜村・広瀬村外嶋、同平野川筋、河州石川筋・祢屋川筋新田ニ罷成候所〻入札申付候、依之絵図并出し目録来ル廿七日ゟ天満惣会所へ差出置候間、望之者ハ書付之通相心得、入札可仕候、委細之儀者目録・絵図有之候、已上

子五月廿五日（宝永五年）

右之通、大坂於西御番所御触状私共へ御写させ、用聞方ゟ郡切ニ可申届ケ旨被仰渡候、勿論触留之村ゟ承知仕候との御番所へ不及御断之段、念を入被仰渡候、尤郡中不残候様ニ御廻し可被成候、已上

子五月廿五日（宝永五年）

雨宮庄九郎殿

用聞

大坂石町　大黒や七兵へ

摂州住吉郡

村〻

御庄屋中

御年寄中

「摂州淀川筋之内」から「右之通」の前の「子五月廿五日」までが大坂町奉行の触である。開発対象地を記した「出し目録」と、関係の絵図を大坂三郷の一つである天満組の惣会所に備え、開発希望者を募ったのである。触の対象は大坂町奉行の郡触伝達対象国であった摂津・河内両国であるが、摂津国住吉郡には、代官雨宮庄九郎の用聞大黒屋七兵衛によって触が伝達された。

この触に応じて、高浜村が大坂町奉行に対し、同村のうちにある葭地と川中島の新田開発を願ったことが確認できる。六月十三日、同村庄屋・年寄（高浜村は両鈴木氏の相給村なので、各二名ずつ）が大坂町奉行に提出した「乍恐口上書指上ケ申候」[27]には、「摂州淀川筋之内、高浜村葭地・中嶋弐ヶ所御新田奉願候、則絵図ニ書付指上ケ申候、右之二嶋共ニ不残我等共ニ被為　仰付被下候ハ、難有可奉存候」とあ

り、五月付の絵図の控[28]も残っている。この「葭地」は、貞享三年に刈り捨てを命じられ、以来荒場となっていた地である。前述のように、この地は元禄十一年にも開発対象候補地となったようだが、宝永五年に至り、いよいよ新田開発されることになったのである。

この高浜村の葭地の例は注目に値する。そもそもこの地は、貞享期畿内河川整備事業において、治水的観点から葭の刈り捨て＝荒場化を強制されたのであり、それが開発されるということは、葭場として復活させる場合よりも、さらに水行の支障となる可能性が高かったと考えられるからである。他の事例を広く検討する必要があるが、高浜村の例は、宝永五年の川筋開発が貞享期以来の治水政策の基調を脅かしかねないものであったことを物語っているといってよいのではないだろうか。

ここで、表2に戻ろう。表の④は、旧大和川右岸である京橋片町南側の新町屋取立に関するもの、⑦は蜆川（曽根崎川）北側の新町屋取立に関するもので、いずれも大坂の新地開発をねらった触である。これは、史料7の「曽根崎新地・相生町新地御取立、新町家被　仰付候事」に対応している。この時の開発によって出来た蜆川（曽根崎川）北側の新地は曽根崎新地となり、京橋片町（片原町）南側の新地は相生町となった。[29]このように、この年は、都市部・農村部の双方で川筋開発が行われたのである。

それだけではない。史料7にあるように、淀川・中津川水量調節工事と安治川口への新規船入湊の設置もあわせて行われた。宝永五年の事業は、都市部（大坂）と摂津・河内の農村部の両方を視野に入れた、広域的かつ総合的な事業であった。その意味では、この事業は貞享期畿内河川整備事業および元禄期畿内河川整備事業に決して見劣りのするものではないのであるが、両事業とは、開発に重点が置かれていたという点で大きく異なる。元禄期畿内河川整備事業を経て、堤外地政策はますます開発優先主義的傾向を帯びたといってよい。[30]

おわりに

貞享期畿内河川整備事業によって確立した摂河治水政策の一つとしての堤外地政策は、従来から存在する堤外地田畑については、ほぼ現状通りの作付を認めたと思われるものの、葭刈り捨てや流作の全面的禁止など、かなり厳しい措置を講じるというものであった。あくまでも治水的観点に立った堤外地政策が行われ、その結果、葭の刈り取りや川筋の新田開発は、それ以前に較べ、大きく抑制されたと思われる。

ところが、貞享期畿内河川整備事業が終了してわずか六年後の元禄六年（一六九三）に流作の全面的禁止が撤回され、早くもこの原則は大きく揺らぐことになる。河村瑞賢らによって実施された元禄十一～十二年の元禄期畿内河川整備事業では、河川整備とともに川筋の新田開発が行われた。宝永五年（一七〇八）には、臨時御用を命じられた大坂町奉行が積極的に川筋の新田開発を行った。円滑な水行を目指すという幕府の治水政策の基本を全面的に放棄したのではもちろんないが、元禄六年以降、幕府の堤外地政策が、開発を前提としたものへと大きくかじを切ったことは明らかであった。元禄・宝永期、川筋村々や町人請負資本、あるいは領主・幕府など、各階層の堤外地開発に対する欲求は、押しとどめがたいものになっていたと考えられる。

本稿での検討によって、従来明らかでなかった元禄・宝永期における摂河の堤外地政策がかなり明確になったものと思う。また、堤外地の開発は、これまで享保改革との関連で論じられることが多かったが、摂河では、享保改革期の政策を先取りする形で、開発指向の堤外地政策が、早くもこの時期に展開していたことが明らかになった。

このの ち、享保二年（一七一七）の幕府派遣役人の見分を経、同三年に幕府は流作禁止をはじめとする貞享期堤外地政策を復活させるが、同年のうちに再び政策転換があり、元禄・宝永期の政策に戻ることになる。[31] そして、同七年よりは流作を積極的に推進することになる。[32] この目まぐるしい政策変化は、吉宗政権初期の幕政史の一面を示すものである。今後、享保改革との関連で、享保期以降の摂河治水政策を検討したいと考えている。

注

（1）村田路人「一七世紀摂津・河内における治水政策と堤外地土地利用規制」（『枚方市史年報』第一一号、二〇〇八年四月）。

（2）近世摂津・河内両国の治水政策に関する過去の研究については、前掲注（1）村田「一七世紀摂津・河内における治水政策と堤外地土地利用規制」でも紹介したが、ここでも重複をいとわず掲げておく。おもなものとして、『大阪市史』第一（大阪市、一九一三年、のち一九六五年、清文堂出版より復刻）、村田路人「近世摂河における河川支配の実態と性格―堤奉行と川奉行を通して―」（『ヒストリア』八五号、一九七九年一二月、のち改稿して村田『近世広域支配の研究』大阪大学出版会、一九九五年に収録）、同「摂河における国役普請体制の展開」（脇田修編著『近世大坂地域の史的分析』御茶の水書房、一九八〇年、同）、福山昭「元禄期淀川低地の水利事情」（『阪南論集』社会科学編第一六号、一九八一年

三月、のち、福山『近世日本の水利と地域―淀川地域を中心に―』雄山閣、二〇〇三年に収録）、村田路人「一七世紀大坂の河川支配―川筋維持についての負担地域原則を中心に―」（『ヒストリア』九九号、一九八三年六月、のち改稿して前掲村田『近世広域支配の研究』に収録）、同「摂河国役普請制度の再検討」（大阪市史編纂所編『大阪の歴史』四一号、一九九四年三月、同）、岩城卓二「畿内・近国の河川支配―大和川堤防を中心に―」（大阪教育大学『歴史研究』四二、二〇〇五年三月、のち岩城『近世畿内・近国支配の構造』柏書房、二〇〇六年に収録）、村田路人「宝永元年大和川付け替えの歴史的意義」（大和川水系ミュージアムネットワーク編『大和川付け替え三〇〇年―その歴史と意義を考える―』雄山閣、二〇〇七年）および同書収録の諸論考、村田路人『日本史リブレット93　近世の淀川治水』（山川出版社、二〇〇九年）などがある。本稿のテーマについては、『日本史リブレット93　近世の淀川治水』でもごく簡単に触れている。

（3）おもなものとして、大谷貞夫「元文―延享期関東における流作場検地」（『成田山教育文化福祉財団研究紀要』二号、一九七〇年一一月、のち、大谷『近世日本治水史の研究』雄山閣、一九八六年に収録）、同「勘定組頭堀江荒四郎と流作場開発」（地方史研究協議会編『房総地方史の研究』雄山閣出版、一九七三年、同）、松尾公就「享保改革末期の年貢増徴政策―常陸国桜川流域における流作場新田検地を中心に―」（立正大学古文書研究会編『近世史研究』一二、一九七九年）、大石学「享保改革期における流作場開発政策と村落―下利根川流域野木崎村を中心に―」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五四年度、一九八〇年三月、のち、大石『享保改革の地域政策』吉川弘文館、一九九六年に収録）、松尾公就「享保改革末期の新田政策」（北島正元編『近世の支配体制と社会構造』吉川弘文館、一九八三年）、大関久仁子「常州桜川流域における流作場新田検地」（『土浦市立博物館紀要』第一号、一九八九年三月）、小野寺淳「常陸国真壁郡における享保改革期の流作場・原地新田の開発―新田開発が及ぼす地域の変容―」（『筑波大学人文地理学研究』一八、一九九四年三月）、立正大学古文書研究会編『平成六年度調査報告書　近世中後期村落における流作場開発―下総国相馬郡川崎村の事例―』（立正大学古文書研究会、一九九四年）などがある。

（4）『大阪市史』第五（大阪市、一九一一年、のち一九六五年、清文堂出版より復刻）。

（5）『八尾市史』史料編（八尾市役所、一九六〇年）五四九頁。この史料は河内国志紀郡太田村柏原家文書中のものであるが、大阪府立中之島図書館所蔵同家文書中には、当該史料を見つけ出すことが出来なかった。

（6）「川筋御用覚書」（『大阪市史』第五、二七九～二八一頁）。

（7）「川筋御用覚書」（『大阪市史』第五、二八四頁）。

（8）この老中「覚」は「京都御役所向大概覚書」（岩生成一監修『清文堂史料叢書第6刊 京都御役所向大概覚書 下巻』清文堂出版、一九七三年、三六二頁）中にも見出すことができるが、条数・文言に若干の異同がある。史料1には読み誤り等があるので、「大概覚書」収録のものによって校訂を行っておいた。

（9）貞享三年二月「摂刕高浜村葭嶋帳」（摂津国嶋上郡高浜村西田家文書〔関西大学総合図書館所蔵〕一四八一）。なお、番号は『関西大学シリーズ第十七輯　関西大学所蔵摂津国嶋上郡高浜村西田家文書目録』（関西大学図書館、一九七九年）の目録番号である。以下同じ。

（10）なお、これは貞享期畿内河川整備事業終了後のことであるが、大坂町奉行所で作成された「川筋大意」の「淀川筋外嶋之事」という項目に、「淀川筋外嶋地詰窺不申儀者、貞享四年（卯脱カ）川筋御仕置被　仰出候節、藤堂伊予守・小田切喜兵衛外嶋相改、御代官并私領役人ゟ反畝書付差出候留帳有之候」（『大阪市史』第五、二六一頁）という記述が見える。貞享四年に大坂町奉行の藤堂良直と小田切直利が、代官および領主役人から支配下の村の外島反畝書付を提出させたというのである。

（11）高浜村西田家文書一四八三。

（12）「乍恐口上書差上申候」（『枚方市史』第八巻、枚方市役所、一九七一年、三七～三八頁）。

（13）元禄五年（一六九二）十月唐崎村「口上之覚書并証文之写書付指上ケ申覚」（『高槻市史』第四巻（二）史料編Ⅲ、高槻市、一九七九年、三二九頁）。

（14）貞享三年二月「淀川筋御私領葭開御定米帳」（摂津国豊嶋郡洲到止村中井達夫家文書）。なお、この史料の閲覧にあたっては、豊中市史総務部情報公開課市史編さん係清水喜美子氏のご協力を得た。

（15）高浜村西田家文書一四〇五。

（16）高浜村西田家文書三五二四。なお、この史料は『島本町史』史料編（島本町、一九七六年）一五四～一五六頁にも収録されている。

（17）「川筋御用覚書」（『大阪市史』第五、二九三～二九四頁）。

（18）高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』（岩波書店、一九三四年）一三三五。

（19）「川筋御用覚書」（『大阪市史』第五、二八九頁）。

（20）京都町触研究会編『京都町触集成』第一巻（岩波書店、一九八三年）五三頁。

（21）『大阪市史』第一、四六三～四六六頁。

(22)「川筋御用覚書」（『大阪市史』第五、二八八頁）。

(23)「川筋御用覚書」（『大阪市史』第五、二九一～二九二頁）。

(24)摂津国住吉郡平野郷町杭全神社所蔵。ここでは大阪市史編纂所所蔵の写真版を利用した。

(25)摂津国嶋下郡味舌下村久富家文書。摂津市民図書館所蔵の写真版による。

(26)高浜村西田家文書八。

(27)高浜村西田家文書一四九〇。

(28)高浜村西田家文書九。

(29)『日本歴史地名大系28　大阪府の地名』平凡社、一九八六年、五六一頁、六一七～六一八頁。

(30)宝永五年の川筋開発について、蛇足ながら一点付け加えておきたい。表2の⑨は、史料10に記されているように、代官雨宮庄九郎の用聞である大黒屋七兵衛が大坂町奉行の触を西町奉行所で写し取り、住吉郡に伝達したものである。大坂町奉行の触を最初に掲げ、用聞が自身の名前で一郡の村々に回達するという触伝達形式は、表2の④⑦⑧⑨すべてに共通する。かつて筆者は、このような形で用聞が発した郡触を用聞郡触と名付けたが（村田路人「近世の地域支配と触」〔『歴史評論』五八七号、一九九九年三月〕。なお、前掲注（2）村田路人『近世広域支配の研究』三一〇～三一二頁、岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』三一一～三一四頁参照）、この触伝達形式はこの年に初めて登場したものである。住吉郡では、代官雨宮庄九郎の用聞である大黒屋七兵衛が触を回達しているが、これは通常の大坂町奉行郡触の回達第一村である住吉村を支配していたのが雨宮だったからである。大坂町奉行は、広く摂津・河内両国に対し、郡触をもって開発希望者を募ることにしたが、この種の触は、通常の郡触のように、大坂町奉行の官名で重々しく村々に触れるべき性格のものではなかった。そのため、用聞に伝達させるという方法をとったのである。宝永五年に大坂町奉行によって集中的に行われた積極的な川筋開発事業が、新たな郡触伝達形式を生み出したといってよい。なお、この事業は臨時的なものであったため、用聞郡触という郡触伝達形式はこの年限りのものであった（ただし、天保期に復活する）。

(31)「川筋御用勤書」（『大阪市史』第五、二六八～二六九頁）。

(32)「川筋大意」（『大阪市史』第五、二六一頁）。

（付記）成稿にあたっては、豊中市中井達夫氏、および関西大学総合図書館、大阪市史編纂所、摂津市民図書館、豊中市総務部情報公開課市史編さん係の方々のお世話になった。記してお礼申し上げる次第である。なお、本稿は、平成一九年度～二一年度日本学術振興会科学研究費基盤研究（C）「近世における開発と災害防止・復旧システムについての研究」による研究成果の一部である。

rice fields. Therefore, this riverside land project contradicted the basic direction in water policy since the Jōkyō era. It means that the Shogunate finally changed its policy in favour of the development of new rice fields. These policies for riverside land development in Settsu and Kawachi during the Genroku and Hōei eras became a precedent for the nationwide development of new rice fields as a leading policy in the Kyōhō Reforms (享保の改革).

Transformation in water policy of the Tokugawa Shogunate in Settsu and Kawachi provinces: the riverside land policy during the Genroku and Hōei eras (1688-1710)

Michihito MURATA

During the Edo period, the improvement of riverside land occupied an important place in water policy under the Tokugawa Shogunate (徳川幕府). The smooth flow of rivers was often disturbed not only by shoals and aits due to sediment deposition but also by arable land and reed beds on the riverside. However, historians have not considered water policy in early modern Japan in the light of riverside land policy.

To remedy this lack, this paper investigates a set of river improvement projects by the Tokugawa Shogunate in both Settsu (摂津) and Kawachi (河内) provinces during the Genroku (元禄) and Hōei (宝永) eras (1688-1710) with special attention to riverside land policy.

Along with a river improvement project in the Kinai provinces (畿内) during the Jōkyō (貞享) era (1684-7), under the superintendence of Kawamura Zuiken (河村瑞賢), the Shogunate launched a riverside land plan. In particular, the Shogunate strictly enforced reed cutting (葭刈り捨て強制, a measure intended to curb the growth of reeds and leave bare land) and the prohibition of ryusaku (流作, the cultivation of land by ploughing and flooding at high water).

Nevertheless, such a strict policy was incompatible with the developmental trend for new rice fields at that time, because riverside land was especially suitable for this. In Genroku 6 (1693), the Shogunate revised its plan and permitted ryusaku. In a river improvement project in Genroku 11-2 (1698-9), in which Kawamura Zuiken was again involved, new rice fields were chiefly cultivated along the courses of rivers. Although its basic direction was intact, the Shogunate water policy was greatly transformed in order to develop riverside land.

In Hōei 5 (1708), the Osaka City Magistrate (大坂町奉行) issued a proclamation to villages in Settsu and Kawachi provinces for employment in riverside land development. In this project, we can observe several instances where even barren land, left by enforced reed cutting under the river improvement policy of the Jōkyō era, was cultivated as new